

23 八行経発第 29 号
平成 23 年 10 月 25 日

八王子市監査委員 村山 博夫 殿
同 矢野 和利 殿
同 森 英治 殿
同 山越 拓児 殿

八王子市長 黒 須 隆 一

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	職員等の状況について（東浅川保健福祉センター）
指摘項目	職員等の状況について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	シフト体制を見直し、効率化を図る必要がある。 一般職員9名のうち管理的な業務に従事する者が館長1名、事務4名という体制は、直接サービスを提供する現場としては、間接部門の人数が多い。この点からも間接部門を効率化し、人員の削減を検討する余地がある。
措置内容	東浅川保健福祉センターを含む3保健福祉センターについて、平成23年6月1日から、地域の保健福祉の推進拠点として役割を改めた。これに伴い従来保健センターが取り組んできた、母子・成人事業等を開始するため、正規職員(保健師)7名、嘱託職員5名(保健師3名、栄養士1名、臨床心理士1名)を配置した。また、母子健診等に対応できるよう平日に職員等を手厚く配置する等の効率的なシフト体制の見直しを行った。
措置時期	平成23年6月1日
所管部課	健康福祉部東浅川保健福祉センター

平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	利用の制限（東浅川保健福祉センター）
指摘項目	利用の制限
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指 摘 <input type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	団体利用者の利用時間、曜日が固定的にほぼ定まっていることから、公平性の点から相当な負担を求めるべきである。
措置内容	幅広く市民が施設を利用できるよう、平成21年11月から施設予約システムを導入し、システム上での抽選申込みを可能とした。さらに、平成23年4月からは申込時の選択区分（施設、時間帯）を細分化したことで、一定の団体に利用が偏らないよう改善を図った。この改善により、利用者の公平性が確保されたため、利用者から新たな負担を求める必要はなくなった。
措置時期	平成23年4月1日
所管部課	健康福祉部東浅川保健福祉センター

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	職員等の状況について（八王子市斎場）
指摘項目	職員等の状況について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	一般職員が数年単位で異動となるのは、斎場の運営の効率性及びサービスの向上を図る上で問題である。 一般職員である以上、異動はやむを得ないが、異動のある一般職員が管理運営を行うのではなく、むしろ専門の指定管理者に管理運営をまかせたほうがサービスの向上を図ることができると思われる。また、指定管理者制度を導入することで、運営コストの削減が図られ、使用料金の引下げに繋がる可能性もあるため、今後は指定管理者制度の導入についても検討していく必要がある。
措置内容	指定管理者制度導入の検討を行ったが、施設周辺住民からの直営堅持の要望や施設の特性などから、指定管理者制度は導入せず、引き続き直営で行うこととした。 また、これまで一般職員で対応してきた業務については、平成22年4月から再任用職員を活用することで運営の効率化を図った。
措置時期	平成23年4月1日
所管部課	市民部斎場事務所

平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	業務委託の状況（八王子市斎場）
指摘項目	業務委託の状況
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	式場、火葬関連施設運営の大部分をすでに外部へ委託している状況を鑑みると、指定管理者制度の導入を検討すべきである。
措置内容	指定管理者制度導入の検討を行ったが、施設周辺住民からの直営堅持の要望や施設の特性などから、指定管理者制度は導入せず、引き続き直営で行うこととした。 また、23年4月からは、棺の受け入れ、炉への搬入、収骨業務に加えて、これまで市職員が対応してきた火葬業務も業務委託に一本化し、運営の効率化とサービスの向上を図った。
措置時期	平成23年4月1日
所管部課	市民部斎場事務所

平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	管理運営のあり方について（八王子市斎場）
指摘項目	管理運営のあり方について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	市民にとってより使用しやすい環境を整え、またコストを削減するためには、指定管理者制度の導入を検討すべきである。
措置内容	指定管理者制度導入の検討を行ったが、施設周辺住民からの直営堅持の要望や施設の特性などから、指定管理者制度は導入せず、引き続き直営で行うこととした。また、23年4月からは、棺の受け入れ、炉への搬入、収骨業務に加えて、これまで市職員が対応してきた火葬業務も業務委託に一本化することでコスト削減し、運営の効率化とサービスの向上を図った。
措置時期	平成23年4月1日
所管部課	市民部斎場事務所

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	市民からの苦情・要望（東浅川保健福祉センター）
指摘項目	市民からの苦情・要望
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	駐車場が不足しているため、送迎バス、路線バスの運行本数の増加等交通の利便性を高める必要がある。あわせて駐車場利用につき有料化を図る必要がある。
措置内容	新たに軽車両区画を設置するなど区画の見直しを行い、駐車台数を増加(7台)した。また、近接地の陵南会館駐車場を利用確保(50台)し駐車場不足に対応した。平成23年6月1日から、これまで保健センターで実施していた母子・成人事業を開始するにあたり、新たな送迎バスルートの新設とともに、今までのルートの見直しを行い利用者の利便性を高めた。また、平成23年1月より「はちバス西南部コース」が新設された。このような体制を整えたことから、現時点では駐車場を有料化する必要はないものと考えている。
措置時期	平成23年6月1日
所管部課	健康福祉部東浅川保健福祉センター

平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	管理運営のあり方について(東浅川保健福祉センター)
指摘項目	管理運営のあり方について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	柔軟な人員配置等一層の効率化とサービスの向上を図る必要がある。それが直営では困難であるならば、指定管理者制度の導入を検討すべきである。
措置内容	東浅川保健福祉センターを含む3保健福祉センターについて、平成23年6月1日から、地域の保健福祉の推進拠点として役割を改めた。これに伴い従来保健センターが取り組んできた、母子・成人事業等を開始するため、正規職員(保健師)7名、嘱託職員5名(保健師3名、栄養士1名、臨床心理士1名)を配置した。また、母子健診等に対応できるよう平日に職員等を手厚く配置する等の効率的なシフト体制の見直しを行った。
措置時期	平成23年6月1日
所管部課	健康福祉部東浅川保健福祉センター

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	指定管理者制度のあり方について
指摘項目	補助金交付の見直しについて (管理運営費補助とされている補助金の整理について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	ふれあい財団への管理運営費補助については、原則的には指定管理業務の管理費として積算換えすることが必要であり、そのうえで、ふれあい財団事務局における管理業務の効率性を評価することが重要である。
措置内容	平成21年度予算作成時に法人の全体を統括する経営管理部分の補助金を残しつつ、指定管理業務にかかる管理費を、各々該当する指定管理料に積算換えを実施した。 その結果を受け、平成21年度の各施設の期末モニタリング(平成22年7月実施)では、各施設が経営管理部門の人件費を含めた施設ごとの事業費を把握して事業執行を行った結果、効果的効率的な管理運営が行われているとの評価となった。
措置時期	平成22年7月29日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	指定管理者制度のあり方について
指摘項目	補助金交付の見直しについて（事業費補助の考え方について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	市担当課として、文化行政に対する市税の投入割合を興行ごと、または、興行ジャンル別に確定する公益基準などを明確に設定する必要がある。
措置内容	平成22年10月に興業ジャンル別の公益基準を下記のとおり設定し、平成23年度予算に適用した。 <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞事業は、入場料等の自主財源での事業実施を原則とするが、市民の文化振興に関わる公演の一部は、自主財源による充当が困難であるため、公費負担割合については、事業費の3割を上限とする。 ・育成支援事業（文化振興の担い手の育成・支援を目的とした公演等）は、行政としての積極的な支援が必要であり、財団設立趣旨の一つでもあることから、公費負担割合については、全事業費の7割を上限とする。（公募発表会7割、ワークショップ・講座5割など）
措置時期	平成22年10月8日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	経営の状況について
指摘項目	職員の業務意欲等インセンティブの付与状況について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	次のような内部経営改革を検討することを期待する。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 職員の業績評価の導入 イ. 業績給の導入 ウ. 昇給昇格基準への連動の仕組みの確立
措置内容	ア) ウ) について <ul style="list-style-type: none"> ア. 職員の業績評価の導入 平成22年度に業績評価制度を導入。平成22年4月に財団としての運営方針を出し、所管ごとに重点項目を定め、業績評価を実施した。また、11月には所属長による所管ごとの重点項目に対する職員の評価、及び意向調査や個別ヒアリングにより、職員への勤務評定を実施した。 ウ. 昇給昇格基準への連動の仕組みの確立 昇給及び昇任は、職員給与規程及び昇任選考実施要綱に基づき行っているが、平成22年度に業績評価制度を導入したことにより、日常の勤務状況に加え、個々の職員の業績評価についても昇給昇任に反映させることとした。
措置時期	平成23年4月1日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	経営の状況について
指摘項目	事業評価体制の強化について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	<p>財団が実施する重要な事業については、事業年度ごとに、または職員の業績評価との関連では半期ごとに、次のような事業の評価を実施することを検討すべきである。</p> <p>オ. 人事評価との連動</p>
措置内容	<p>オ)について</p> <p>平成22年度に所管に対する業績評価制度の導入を受け、部署ごとの業績評価に対応する職員個々の業績評価、及び日常の勤務状況等を踏まえて11月に勤務評定（人事評価）を実施した。 また、これらの勤務評定を踏まえ、昇任選考試験を実施した。 平成22年度は、主任職及び主査職について1月に昇任試験を実施し、4月1日に昇任させた。（主査職及び主任試験合格者 各1名）</p>
措置時期	平成23年4月1日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	経営の状況について
指摘項目	旧3団体の統合のシナジー効果について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	<p>職員の待遇面での格差による不満を解消させるためにも、経営上、福利厚生制度や退職手当関連の前歴換算方法の見直しも必要である。</p>
措置内容	<p>退職手当関連の前歴換算方法の見直しについては、経営上、困難であるが、福利厚生等については、財団の経営状況を踏まえた中で、職員組合及び職員と協議する中で、出来る限りの対応を行ってきた。</p> <p>職員の評価については、前歴に関係なく、業績評価や勤務評定を行っており、昇任昇格においても、同一の基準で対応してきている。</p> <p>この結果、現在プロパー職員の中から、主査・課長補佐・課長が任命されるまでに職員育成が進んでおり、平成21年度末で市派遣職員は全て引き上げ、平成22年度からは財団職員だけの法人運営となっている。</p> <p>このようなことから、平成22年度の業績評価制度の導入等を受け、がんばった職員が報われる職場環境が達成されてきている。</p>
措置時期	平成23年4月1日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	自主事業企画業務等について
指摘項目	主催事業について（主催事業の収支計画について）
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	市担当課で設定すべき公益基準が現時点で存在しないことから、翌年度主催事業等を計画することができない状況を、財団としては十分に認識し、市担当課に早急に公益基準の設定を促す努力が必要である。
措置内容	平成22年10月に興業ジャンル別の公益基準を下記のとおり設定し、平成23年度予算に適用した。 <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞事業は、入場料等の自主財源での事業実施を原則とするが、市民の文化振興に関わる公演の一部は、自主財源による充当が困難であるため、公費負担割合については、事業費の3割を上限とする。 ・育成支援事業（文化振興の担い手の育成・支援を目的とした公演等）は、行政としての積極的な支援が必要であり、財団設立趣旨の一つでもあることから、公費負担割合については、全事業費の7割を上限とする。（公募発表会7割、ワークショップ・講座5割など）
措置時期	平成22年10月8日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民会館の事業について
指摘項目	市民会館の事業について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	廃止までの数年間の施設修繕を効果的に実施することが必要である。そのためにも、廃止までの数年間に市民会館に縁りの深い利用者たちを対象としたイベントを実施し、寄付金などを募り、その寄付金収入を原資として自主事業などを企画することはできないか。
措置内容	市民会館の施設修繕については、監査の意見を受け、検討を行ったが、修繕に充てる目的で寄付金を募ることについては施設利用者からの理解も得がたいと考え、実施には至らなかった。しかし、寄付金収入を原資とした自主事業の実施という方法をとらずとも、事業計画に基づく効果的な修繕を行うことは市と指定管理者間の協定によって担保されている。また、23年4月の新市民会館（オリンパスホール）開業に伴い、旧市民会館業務は3月末で廃止となった。
措置時期	平成23年3月31日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	施設整備及び物品の購入等について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	<p>備品出納簿の機能としては、備品の受入・払出の過程を明確にすること、また、当該備品を実態として誰が使用し管理しているかを明確にするなど、共用責任者等の使用の実態を把握するために重要な機能を果たすことを考慮する必要がある。</p> <p>当該出納簿の位置づけを明確にし、将来のシステム改造時点で適切な対応をすることが求められる。</p>
措置内容	<p>21年6月30日付けで物品管理規則を改正し、備品の供用場所を財務会計システム（備品台帳）に記録することとした。これにより、備品の出納（受入・払出過程）及び共用責任者を備品台帳において把握可能となり、出納簿と同等の機能が確保できた。また出納簿としての運用に問題がないことの検証を行った。（22年度末まで）</p>
措置時期	平成23年3月
所管部課	会計課

平成21年度

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(4) めじろ台駅自転車駐車場等の運営期間延伸に係る覚書について
指摘項目	めじろ台駅自転車駐車場の整備経費について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>当時の市担当課が整備経費に関して入手していた資料の整合性に係る検証を行ったが、それぞれの間には正確な対応関係があることを確認する資料が不十分であった。また、資料そのものの管理状況に問題があり、また、重要な資料であるにもかかわらず、十分な分析を行っていなかった。</p> <p>本来であれば、これらの整備経費を市が直接負担しないことで、市内の有料自転車駐車場のほとんどが、管理運営期間を延伸するという事態となったことの意味を慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>今後、このような重要な資料の取扱いについては、正式に公文書として受け入れ、内容を精査し、その結果を文書として少なくとも課内で共有すべきである。また、これらの文書は、市担当課において自転車駐車場等の事務の執行に係る重要な文書として、適切に管理し引継ぎを行うことが求められる。</p>
措置内容	<p>めじろ台駐車場の整備に関する一連の資料については、重要な文書として担当課の事務室内で長期保存することとし、平成22年度ファイル基準表で長期保存文書として決定した。また、監査の指摘を受け、市担当課として、入手した重要資料に対する十分な分析の必要があったことを認識した。</p> <p>今後は駐車場整備に係る資料を、重要な資料として適切に管理引継ぎを行うとともに、担当課としての十分な分析を行っていく。</p>
措置時期	平成23年6月8日
所管部課	道路事業部交通事業課

平成21年度

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(1) 自転車駐車場の整備状況について
指摘項目	利用状況について(片倉駅自転車駐車場及び片倉駅ミニバイク駐車場)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容(概要)	<p>センターが取りまとめた各自転車駐車場等の利用率の一覧表を閲覧した結果、次のような傾向を把握できた。</p> <p>iii 市有地ではなく賃借している土地に設置された自転車駐車場等の利用率が極めて低い場所が存在する。</p> <p>片倉駅自転車駐車場の利用率の推移は次の通りであり、概ね30%台の利用率である。</p> <p>片倉駅ミニバイク駐車場の利用率の推移は次のとおりであり、概ね20%前後である。</p> <p>料金見直しの結果や近隣の駐車場の利用状況の推移を分析することにより、有償の土地の賃借について、返還を含めて検討する段階に入るものと期待する。</p>
措置内容	<p>片倉駅ミニバイク駐車場については、JR東日本と協議の上、平成23年3月31日付で土地の賃借契約を解除し、収容されているバイクを全て片倉駅自転車駐車場へ移転することとした。移転にあたり、片倉駅自転車駐車場の1階部分を改装し50ccバイクの駐車スペース(一時利用)を増やした。</p> <p>また、昨年には自転車の一時利用料金が100円に改定され、自転車部分の利用率の向上も期待される。</p> <p>今後も利用状況を踏まえ、施設利用の更なる促進に努めていく。</p>
措置時期	平成23年4月1日
所管部課	道路事業部交通事業課

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(1) 自転車駐車場の整備状況について
指摘項目	視察の結果について(南大沢駅中央自転車駐車場について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容(概要)	<p>一層目の自転車駐車場(低い場所に設置されている駐車場)の利用状況は極めて悪いことがわかった。</p> <p>利用率の低い原因分析をセンターに求め、利用料金の改定など働きかける必要があるかどうか、検討することも考えられたい。有効な改善策のために、センターの職員が現場の声を積極的に収集するよう、働きかけることも必要ではないか。</p> <p>市有地の有効活用の観点から、多角的な原因分析を実施することが求められているものと考えられる。</p>
措置内容	<p>当自転車駐車場は、駅利用の目的で長時間自転車を駐車する利用者が多く、定期利用の区画が中心であったが、近年、駅周辺に大型店舗が増えるなど、周辺状況が大きく変化した。それに伴い、一時利用の区画を1F、2F共に増設し、その結果、利用が大幅に増加した。その後、増設した一時利用の区画も満車のため、センター側と協議の上、定期利用の区画を変更し、一時利用のさらなる増設を行った(平成23年1月24日運用開始)。</p> <p>23年6月現在、増設した区画もおおむね満車状況にある。今後も継続して増設の必要性を見極め、更なる増設や施設全体の補修等を実施するよう関係機関との協議を進めていく。</p>
措置時期	平成23年1月24日
所管部課	道路事業部交通事業課

平成21年度

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(2) 自転車駐車場別収支分析について
指摘項目	自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について (片倉駅自転車駐車場)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>分析の結果、実績ベースで5百万円の赤字となっている。収入の大幅な減少を考慮すると、業務委託費等の削減の必要性も検討する必要性が高いと考えられる。さらなるコスト削減の余地はないか、センターに対して働きかける必要がある。また、当該施設の中には、ミニバイクを収容する施設がある。その土地は、鉄道会社から有償で賃借しているものである。</p> <p>自転車駐車の面積部分 (市有地) にも、相当程度の余裕があるため、近隣の自転車駐車場等の利用率の状況を注意深く分析する必要があるにしても、当該土地の賃借については、見直す時期に来ているものと考えられる。</p>
措置内容	<p>監査の意見を踏まえ、業務委託費については、費用対効果に留意しつつ適正な人員配置等を図るようセンターに対して要請を行った。</p> <p>片倉駅自転車駐車場の利用率と片倉駅ミニバイク駐車場の利用率と空き状況について、コストや効率性の面から検討した結果、ミニバイク駐車場を閉鎖し、自転車駐車場へ統廃合することとした。片倉駅ミニバイク駐車場については平成23年3月31日付でJR東日本との土地賃貸契約を解除し、同日付で閉鎖した。片倉駅自転車駐車場については、統廃合に伴い場内を改修し、収容台数を確保して、同年4月1日から供用開始した。</p>
措置時期	平成23年3月31日
所管部課	道路事業部交通事業課

平成21年度

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(3) 平成20年度実施アンケート調査等の効果について
指摘項目	放置自転車対策の実施体制について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>平成20年度の「アンケート調査票付自転車駐車場案内マップ」の配布実施に関して、市担当課としてもセンターに対して任意に協力していただくように強力に働きかけることが必要であったのではないだろうか。</p> <p>今後、市担当課が放置自転車対策の具体的な行動を起こす際には、その協力団体として積極的にセンターを位置付け、その体制の中にセンターを組み込むことが戦略的な放置自転車対策として必要になるものと考えられる。</p>
措置内容	<p>本市が行っている放置自転車対策の中でも、放置抑制のための駐車場への誘導（主に八王子駅旭町周辺）は必須である。そのため、指摘については真摯に受け止め、整備センターに駐車場への誘導看板を用意するよう働きかけ依頼したところ、平成22年10月整備センター側が誘導看板を製作し、同年11月に設置を完了した。今後も本市が行う放置対策について、センター側へ更なる協力を要請していく。</p>
措置時期	平成22年12月1日
所管部課	道路事業部交通事業課

平成21年度

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(3) 平成20年度実施アンケート調査等の効果について
指摘項目	「アンケート付案内マップ」配布の実施結果分析について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>平成19年度と平成20年度の放置自転車の減少件数やその周辺に設置されている自転車駐車場の利用件数の伸びなどを分析すると、「アンケート付案内マップ」配布の効果を把握することが可能である。</p> <p>今回の「アンケート付案内マップ」配布にはセンターは関与していないようであるが、自転車駐車場の収益の増加及び剰余金の増加の恩恵を受けているものである。</p> <p>少なくとも市担当課は、毎年度センターが作成する収支実績表に対する分析を行い、必要があればセンターに対してもその原因分析を求めることが必要である。平成20年度決算ベースの収支実績表については、特に、増収部分についての原因分析をセンターに求めることが必要であろう。</p>
措置内容	<p>分析に関しては、市担当課として収支集計表等の資料をセンター側に求め、収支状況等について、必要な精査を行っている。</p> <p>「アンケート付案内マップ」配布の成果はセンター側も十分認めており、一方で、放置自転車の抑制のためにはさらなる効果的な取り組みが必要であるとの結論に至った。よって、平成22年10月、整備センター側が「誘導案内看板」を製作し、同年11月に設置を完了した。</p> <p>今後も本市が行う放置対策についてセンターと協力し、施設利用向上を推進していく。</p>
措置時期	平成22年12月1日
所管部課	道路事業部交通事業課

平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2) 市営住宅家賃等の徴収及び管理について
指摘項目	台帳及びファイル管理の状況及び改善策について (i)
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	市担当課は、債務者ごとにファイル管理を行っておらず、債務者との交渉経過を知るためには、分散している資料を集めなければならず、職員が情報を共有できる状況にはなっていない。 八王子市文書取扱規程第23条第1項に基づき、債務者ごとにファイル管理を行うよう、運用をあらためるべきである。
措置内容	債務者ごとに「滞納者指導整理票」を作成し、電話催告や訪問催告、納付指導等の交渉経過を個別に管理できるよう改善を行った。
措置時期	平成23年6月
所管部課	まちなみ整備部住宅対策課

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2) 市営住宅家賃等の徴収及び管理について
指摘項目	台帳及びファイル管理の状況及び改善策について (ii)
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	ファイルは監査委員による監査、住民監査、議会の検査の際に基本的な判断資料になり、また、裁判手続の際に重要な証拠資料になるものである。そこで、債務者との交渉経過などの記載を閲覧した結果、簡略な記載がなされているだけで、上記のファイルの機能に照らして問題がある。 滞納に至った理由、現在の生活状況、収入・支出の明細、資産・負債の状況、滞納整理についての債務者の意向等を詳細に聴取するよう要望する。これらの聴取方法のうち、電話による場合は例えば「電話聴取書」に、または、面談による場合は「面談結果報告書」に記載して記録に残すべきである。
措置内容	監査意見を受け、新たに債務者ごとの「滞納者指導整理票」を作成した。これにより、電話催告や訪問催告、納付指導等の交渉経過や、その他債務者の状況に応じて徴収した詳細な事項を記載し、個別に管理できるようにした。 今後は滞納者指導整理票を活用し、従来システム上で管理している納付履歴等の情報と共に、債務者についての必要な情報を管理していく。
措置時期	平成23年6月
所管部課	まちなみ整備部住宅対策課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	4. 固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(ア) 八王子市市税賦課徴収条例の不備について (指摘)
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	監査過程において、八王子市市税賦課徴収条例に以下の不備を発見した。すなわち、同条例第56条において、同条例中に記載のある「第55条の2」は「第55条の4」が正しい記載であることが確かめられた。
措置内容	八王子市市税賦課徴収条例を改正し、指摘のあった記載の不備を是正した。(平成23年6月27日公布、同日施行)
措置時期	平成23年6月
所管部課	税務部資産税課、税制課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	3. 法人市民税及び事業所税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(ア) 減免対象となる公益社団法人等の確認について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>法人市民税については、収益事業を行わない公益社団法人、公益財団法人並びに特例民法法人に関して、均等割を減免することとしており、平成21年度においては、特例民法法人5法人が減免の対象となっている。</p> <p>特例民法法人に関しては、今般の公益法人制度改革に伴い、平成25年11月までに、公益社団法人もしくは公益財団法人の認定を受けるか、一般社団法人もしくは一般財団法人等に移行等する必要があるが、仮に、公益認定を受けず、一般社団法人もしくは一般財団法人等に移行した場合には、減免の対象から外れることとなる。それに対して、当該法人が減免事由に該当しなくなった旨の届出をしなかった場合、都税事務所からの通知でこれを認識することができる。</p> <p>しかし、市としては、東京都の調査方法を把握し、申告漏れの可能性の有無並びに市としての独自調査の必要性の有無について、検討されるよう要望する。</p>
措置内容	<p>対象となった法人について、4月に調査を実施。法務局発行の登記事項証明書により1法人が公益社団法人に移行したことを確認した。</p> <p>今後も、平成25年度まで同様の調査を年間計画に組み入れ実施する。</p>
措置時期	平成23年4月13日
所管部課	税務部住民税課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	3. 法人市民税及び事業所税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(イ) 事業所税の減免処理 (休止施設) について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>事業所税の減免について、平成21年度においては、全27件、合計で21,519,300円の減免が認められている。このうち、「その機能を失っていると認められる施設」は休止施設とされ、現地調査等により、相当の期間、休止施設であったことを確認する必要がある。</p> <p>住民税課は、毎年、現地調査を行っているが、減免にかかる決裁文書には、現地調査を行った日付は付記されているものの、調査時の施設の状況や判断した結果等の記載はない。</p> <p>減免の根拠を明確化するためにも、あらかじめ記録すべき事項を特定した上で、実施日、実施者、施設の状況及び判断結果等を記載した現地調査記録を作成することを要望する。</p>
措置内容	<p>実地調査の調査報告書を新たに作成し、実施日、実施者、施設の状況及び判断結果などの必要事項がもれなく簡潔に記録できるようにした。さらに、法人の許可を得た上で室内の現状を写真撮影し、添付・保管することとした。</p>
措置時期	平成23年6月14日
所管部課	税務部住民税課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	3. 法人市民税及び事業所税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	ア. 事務処理マニュアルの改訂について（意見）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>納税課では、法人市民税の収納管理業務に資するため、「法人市民税マニュアル」を作成しているが、事務処理方法が変更された場合であっても、適時にマニュアルの改訂がなされていないために、例えば、「誤納（「過誤納一覧」処理）」のように、現行の事務処理と異なる部分が生じている。「法人市民税マニュアル」を適時に改訂し、実態に即したものとすることを要望する。</p> <p>また、過誤納金や雑部金を含めて、収納管理用の税務システム（ACOS）上の収納額と財務会計上の収入済額との整合性を確認する業務について「法人市民税マニュアル」には記載されていない。このような重要な業務について、当該マニュアルに反映するよう要望する。</p>
措置内容	<p>現行の事務処理に即した「法人市民税マニュアル」を平成23年3月31日付で作成した。これにより、税務システム上の収納額と財務会計システム上の収入済額との整合性を確認する業務などの必須業務についても、マニュアル上に掲載した。今後も実態に即したマニュアルとなるよう、適時に改訂を行っていく。</p>
措置時期	平成23年3月31日
所管部課	税務部納税課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	4. 固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	カ. 資産税課データの全庁的な活用について（意見）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>地理情報システムの活用に関連して、統合型GISの本格導入については引き続き検討されている状況である。また、GISを活用した新支援システムの導入に係るGIS基礎データの全庁的な活用という目的についても、各部署での単独のGISシステムを連携する取組みが進められている。</p> <p>新システムの導入そのものが固定資産税及び都市計画税の賦課事務に一定の効果を有するものと考えられる。さらに、導入効果の第一に「資産税課データの全庁活用」を掲げていることは評価すべきである。</p> <p>しかし、その具体的な計画や取り組みについては、「資産税課データ」の内容を全庁的に理解されるように、より積極的に解説を行うことが資産税課には求められているものとする。</p>
措置内容	<p>資産税課が保有するデータ（地番現況図等）をGISの基礎的なデータとして全庁的に活用できるよう、全所管課を対象に説明会を行った。GISシステムの利用を検討している所管課等、20所管課24名の参加を得、データの利用方法や留意事項等の周知を図った。</p>
措置時期	平成23年5月16日
所管部課	税務部資産税課、総務部 I T推進室（行政ネットワーク担当）

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	5. 軽自動車税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(ア) 業務委託の成果物について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>当該業務委託契約は、軽自動車の新規登録及び廃車等について、当初の予定業務量に基づき、随時入力を行うものであるが、仕様書上、その成果物の特定を行っていない。また、当該業務委託の運用面では、事業者が入力した件数の集計を職員が行っている。</p> <p>しかし、当該入力業務委託契約の成果は入力件数であり、その入力件数に対して、1件当たり単価を乗じた金額をもとに、毎月業務委託料を支払っているものである。事業者は自ら実施した業務について直接確認する必要がない状況にある。業務委託の単価には、事業者の社員の人件費以外に交通費や諸経費などの管理費が含まれているものと推察されるが、そうであれば、自らが行った業務の集計作業も含まれていると考えるべきである。</p> <p>したがって、仕様書に成果物について明記するとともに、その成果物について事業者に直接、業務量の確認をさせ、その報告に対する完了検査を行うよう要望する。</p>
措置内容	<p>平成23年度より、軽自動車税申告書等入力業務委託については、指摘内容に従い、成果物（入力の件数）を委託業者（入力業者）に報告させるように仕様書を変更した。</p> <p>作業としては、入力後、委託業者自身が件数を数え、その後、すみやかに市でも入力件数を確認することにした。</p> <p>また、業務終了後、すみやかに「〇月分業務完了報告書」を提出させるようにした。</p>
措置時期	平成23年4月
所管部課	税務部住民税課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	5. 軽自動車税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(イ) 派遣契約との比較について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>当該入力業務委託が、労働者派遣契約に近いものである。つまり、軽自動車税の課税業務の一部を、住民税課の端末を使用し、一部作業日数の協議・指定を行うという形態が把握されることで、「業務の遂行に関する指示その他の管理」が市担当課の方に担保されているのではないかと懸念される。</p> <p>軽自動車税の課税データ入力業務に係る専門性に対応した人材が、臨時職員等で見出すことができるのであれば、業務委託にこだわる必要はない。多様な人材調達の手法を業務の内容に応じて検討されることを要望する。</p>
措置内容	<p>当該入力業務委託において、市が作業日数の協議・指定を行う理由は、システム上の事情などにより、市端末が使用できない日があるためである。この作業スケジュールの調整は、契約上適正な協議のもと行われている。入力作業に疑義が生じた場合は、作業者が委託業者の管理者に電話連絡し具体的な指示を受ける体制が整っており、市担当者が委託業務に関して管理や指示を行う実態はないと考えている。</p> <p>業務委託の場合と、臨時職員の通年雇用の場合とを比較した結果、業務委託のほうが経費的に安価であるという結論に至った。さらに、データ入力に係る専門性を臨時職員に求めることや、適した人材を継続的に臨時職員から雇用することは不可能と思われることから、当該入力業務については24年度以降もこれまでと同様に業務委託により進めることとした。</p>
措置時期	平成23年4月
所管部課	税務部住民税課